

行政文書一部公開決定通知書

30 監 一 第 34 号
平成 30 年 12 月 5 日

森 晃 様

実施機関

名古屋市代表監査委員
黒 川 和 博



平成30年11月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「監査委員会議」会議録、監査委員会議資料	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 12 月 6 日 ^{午前} 9 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 公開請求のあった行政文書のうち、株式会社竹中工務店及び株式会社安井建築設計事務所の従業員等の氏名や印影に関する部分については、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当 公開請求のあった行政文書のうち、株式会社安井建築設計事務所の代表者印に関する部分については、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人にとって明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とします。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当 公開請求のあった行政文書のうち、市側から提出を受けたものの中に、一部、文化庁等との協議に関する情報が含</p>	

	<p>まれており、公にされることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、市が非公開とすべき情報と判断しているものがある。当該情報は監査委員からの求めに応じて提出されたものであることから、市が非公開とすべき情報と判断しているものを監査委員が公開することにより、今後の監査の実施にあたって、市からの資料提供を受けることができなくなるなど正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開とします。</p>
<p>備考</p>	<p><決定を行った所管課・公所> 監査事務局監査第一課 TEL 052-972-3325</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。